

福山市観光関連事業者等応援金 (文化芸術関連事業者)

広島県の集中対策に基づく外出機会の削減要請等の影響により、売上が減少した文化芸術関連事業者に対して支援を行います。

対象者

- ①中小企業者又は個人事業主（みなし大企業は除く）
- ②福山市内に本社があり、かつ市内で営業を行っていること
- ③次のいずれかの事業を行っている者（詳細は裏面）
 - (1)文化芸術活動事業
 - (2)文化芸術教室事業
- ④2020年（令和2年）12月から
2021年（令和3年）2月までのいずれかの月
における売上が対前年同月比30%以上減少していること

交付額

1事業者当たり30万円

申請期間

2021年（令和3年）6月7日（月）から
2021年（令和3年）7月30日（金）まで

※原則として、郵送により提出してください。

必要書類・申請手順など

詳しくは

福山市 文化振興課

検索

でご確認ください。

〈申請・お問合せ先〉

福山市 経済環境局

文化観光振興部 文化振興課

〒720-8501 福山市東桜町3番5号

TEL 084-928-1289（直通）

応援金交付要件

対象者

- ①中小企業基本法及び中小企業振興施策に関連する法令に規定する中小企業者又は個人事業主（みなし大企業は除く）
- ②2021年（令和3年）4月5日時点において、福山市内に本社があり、かつ市内で営業を行っている者
- ③次の（1）から（2）に掲げる、いずれかの事業を行っている者

(1) 文化芸術活動事業	次の文化芸術活動から収益を得ている者 【音楽、美術、写真、舞踊、能楽、歌唱、茶道、華道、書道、囲碁、将棋等】
(2) 文化芸術教室事業	次の文化芸術活動を指導する教室を営む者 【音楽、美術、写真、舞踊、能楽、歌唱、茶道、華道、書道、囲碁、将棋等】
- ※(1), (2)ともに、個人事業主の場合は、
 - ・個人事業の開業届出書を提出している者
 - ・文化芸術活動やその指導による収入が主たる収入である者
- ④2020年（令和2年）12月から2021年（令和3年）2月までのいずれかの月における売上が対前年同月比30%以上減少していること

その他要件

- ・広島県の集中対策に基づく外出機会の削減要請等の影響を受けていること
- ・広島県事業（「頑張る飲食店応援事業」及び「頑張る飲食店納入事業者応援事業」）に基づいた給付を受けていないこと
- ・「福山市新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン（職場編）」eラーニングを修了していること
- ・建物内において製品又はサービスの販売を行っている場合は、広島県「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」の登録を行っていること
※該当者のみ
- ・今後においても事業を継続する意思があること
- ・代表者、役員又は使用人その他の従業員、構成員等が福山市暴力団排除条例（平成24年条例第10号）第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有しない者
- ・市税を滞納していない者